

東御市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

東御市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

東御市教育委員会では、教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、生き生きとやりがいを感じて豊かな教職員生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通して、教職員としての専門性や創造性を高め、子どもたちへの質の高い教育の実現を目指している。

そのため、本計画では、特に教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が担っている業務について、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善するための取組を定める。

(2) 現状

本市では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和2年7月に「東御市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、令和6年4月には「東御市立小中学校における働き方改革の基本方針」を定め、働き方改革をさらに推進してきた。

こうした取組を進めているが、時間外在校等時間は年平均で小学校では月34時間、中学校では月31時間、月によって45時間に迫る又は上回る学校が複数見られる（「令和6年度教職員の勤務時間調査」による）。近年、特に保護者対応や支援会議等に充てる割合が大きくなっており、会議の効率化、能率化を図ることによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの観点でみると、年間の年次有給休暇の平均取得日数は、小学校で13.31日、中学校で15.04日、また、定時退校日（ノー残業デー）の設定については学校によってばらつきが見られ、年間18日以上設定している学校の割合は小学校で60%、中学校で100%となっている。

これらを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条（令和8年4月1日施行）に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において教育職員が達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	年平均	月 45 時間以下の割合
小学校	月 30 時間以下	100%
中学校	月 30 時間以下	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

イ 定時退校日（ノー残業デー）を年間 18 日以上設定する。

3 計画の期間

本計画の期間は令和8年度～令和11年度とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 見守り隊の活用や児童館・児童クラブ等の利用推進（「3分類」①関係）

- a 朝の時間帯や下校時の見守りは見守り隊等の地域ボランティアの支援を活用する。
- b 学校に併設又は学校周辺にある児童館・児童クラブ等の利用を推進し、学校での預かり業務を削減する。

(イ) 地域づくりの会等との連携（「3分類」④関係）

- a 各地区の地域づくりの会等との連携により、「地域に根差した学校づくり」を推進する。

(ウ) 教育委員会から家庭への通知

- a 市及び県からの一斉通知等は、メール配信システムを利用し、学校を仲介せずに教育委員会から家庭へ直接通知する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守管理（「3分類」⑧関係）

- a GIGAスクール運営支援センターを活用し、不具合等が生じた際には早急な対応を可能とする。

(イ) 部活動の地域移行の推進（「3分類」⑬関係）

- a 地域人材を活用して移行できる部活動から移行を進めていく。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備等の業務の分業化、専門職員の活用（「3分類」⑮関係）

- a 印刷業務や配布等のその他補助的な業務を行う業務支援員の配置により、授業準備の負担軽減を図る。

b ICT 活用支援講師によりデジタル技術の活用を推進する。

(4) 学習評価や成績処理（「3分類」⑩関係）

a 県が導入している校務支援システム C4th や自動採点システムを活用し、効率的な学習評価、成績処理を行う。

(5) 支援が必要な児童生徒・保護者への対応（「3分類」⑨関係）

a 教育委員会、市子どもサポートセンターのスクールソーシャルワーカー等の専門職員との連携した対応を継続する。

(6) 家庭連絡のデジタル化

a 保護者や地域等への有効的な手段としてメール配信システムを活用し、印刷業務等を削減する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

a 各学校の教育課程における年間総授業時間数や週当たり授業数を年度当初の計画段階で真に必要な時間数となるように設定する。

b ICT 等を活用し、年間を通して教育職員の勤務時間の把握をする。

c 勤務時間外の留守番電話機能の活用をする。

d 市の学力向上対策講師や特別支援教育支援員等の職員配置を有効活用し、校内の適切な校務分掌に努める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

a 人間ドックや各種健康診断の受診勧奨をする。

b ストレスチェックの受検率を 100%にし、実施後の集団分析の結果の活用することで職場環境の改善を推進する。

c 通常勤務日の中で定時退校日（ノー残業デー）を月 2 日以上設定するよう推進する。

d お盆期間及び年末年始期間中に長期の学校閉庁日を設定し、学校全体として休みやすい環境づくりを行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページでの公表、市定例教育委員会及び総合教育会議で報告を行う。なお、社会情勢等の変化を踏まえ、進捗状況等を考慮しながら計画内容の見直しを行うものとする。
- (2) 地域ボランティア、学校での児童生徒の支援にあたる福祉等に関する人材の確保に努め、市関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、校務支援システム及び勤務時間調査等で把握し、ストレス状況については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞きとり等を行い、改善がなされるように働きかけを行う。また、課題解決を当該職員のみの問題とするのではなく、校長会や教頭会において管理職への意識づけを行い、経験の差に関係なく教育職員同士で協力し合った職場環境づくりを勧奨する。
- (5) 保護者、地域の理解を促すため、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。